

市町村アカデミー等研修受講助成金交付要綱

平成19年4月 1日 要綱第2号

平成21年5月 1日 要綱第7号

平成22年4月 1日 要綱第4号

平成24年4月 2日 要綱第8号

最終改正 平成29年1月31日 要綱第4号

(趣旨)

第1条 市町村職員等の専門的、実務的資質の向上や国際化対応能力等の育成を図るため、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）等が実施する研修の受講に要する経費の一部について、その受講生を派遣する道内市町村及び地方自治関係団体に対して公益財団法人北海道市町村振興協会が交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、市町村（札幌市を除く。一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）並びに北海道市長会、北海道町村会、北海道市議会議長会及び北海道町村議会議長会（以下「市町村等」という。）とする。

(助成対象経費)

第3条 市町村等の職員等が、次の各号に掲げる研修機関が実施する研修を受講するために要する旅費とする。

- (1) 市町村職員中央研修所
- (2) 全国市町村国際文化研修所
- (3) 一般財団法人全国建設研修センター
- (4) 地方共同法人日本下水道事業団研修センター

(助成金額)

第4条 助成金額は、研修受講生一人当たり30,000円以内（千円未満切捨て）とする。

(助成の申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする市町村等は、当該年度分を毎年2月末日（末日が土・日曜日にあたる場合は、その前日又は前々日とする。）までに一括して別記第1号様式の助成金交付申請書により理事長に申請するものとする。

(助成の決定)

第6条 理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、当該研修機関から報告される研修修了者名簿等との照合により、その内容を審査し、助成金交付の適否及びその額を決定するとともに、別記第2号様式の助成金交付決定通知書により、速やかに当該市町村等に通知するものとする。

(助成決定の取消)

第7条 理事長は、前条の助成金の交付決定後、当該研修を修了しなかった職員等が判明したときは、当該職員等の研修受講分に係る助成金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に助成金を交付していたときは、該当する助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、助成金交付決定通知後、一括して毎年3月末日（末日が土・日曜日にあたる場合は、その前日又は前々日とする。）までに交付する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。